

# 岩崎純一の個人交流会・勉強会

## 会員規程

### 第1章 総 則

(本規程に定める事項)

第1条 本規程は定款に基づき、入会手続、会費、分科部局への所属、その他会員に関する事項を定める。

### 第2章 会 員

(入会手続及び条件)

第2条 定款第8条第1項に定める会員として本会に入会しようとする者は、別途「岩崎純一のウェブサイト」(アドレス：<http://iwasakijunichi.net/>)内の該当ページに記載した方法により、少なくとも氏名、生年月日、職業・肩書き等を明記した(パソコン入力等可)書面又は電磁的記録(電子メール可)をこの団体に提出しなければならない。

入会申込は随時提出可能であるものとする。

2 入会手続きに不安や困難等を抱える児童又は発達障害・知的障害・言語障害等を有する者(潜在的な会員資格保持者)については、当人の入会の意志が確認できる限り、保護者が当人に代わって第2条第1項の書面又は電磁的記録の提出を行い、理事会の承認を受けた場合、当人が会員となることができる。

### 第3章 任意退会及び除名

### (任意退会及び除名)

第3条 会員の任意退会及び除名については、定款第11条から第13条に定める通りとする。

### (会員不適合者)

第4条 以下の各号の1つ以上を満たす者は、この団体の会員となることができず、入会后にその事実が判明した場合はただちに除名処分とする。

(1) 日本共感覚研究会の調査報告書（以下のアドレスに掲載）で報告された個人・団体のうち、違法な活動をおこなっているか又は危険な性質を有する個人・団体

<http://iwasakijunichi.net/jssg/hokokusho.html>

(2) 宗教法人を含む宗教団体に属する者又は政治思想団体等に属する者のうち、反社会的活動に従事する者

(3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属する者

(4) その他この団体又は社会に多大な損害を与えるところの団体が認める者

## 第4章 会費

### (会費)

第5条 この団体は、団体の性質上、会長又は理事会の承認がある限り、会費制度を設けない。

2 会長又は役員を除く一般の会員は、各回の交流会・勉強会において個人として自身の交通費・食費等の実費のみを負担し、交流会・勉強会の管理・運営（定款等の規約、役員・会員名簿、理事会・総会、ウェブサイト等の管理・運営等）にかかる費用は会長又は役員が負担する。

3 ただし、理事会においてこの団体の一般社団法人への移行が議決された場合等、必要ある時は、全ての業務及び活動を総有の資産により行うため、会費制度を新設する。

## 第5章 分科部局の設置

### (分科部局の設置)

第 6 条 会員は、定款第 6 条に定める任意の分科部局の設置を役員に対し要請し、当該分科部局で活動することができる。

2 会員は、会費の負担なくして上記第 1 項を認められる。

3 ただし、理事会においてこの団体の一般社団法人への移行が議決された場合等、必要ある時は、全ての業務及び活動を総有の資産により行うために新設する会費制度に応じて、第 2 項の変更を総会において検討する。

## 第 6 章 会員の責任

### (会員の責任)

第 7 条 本会と会員との間に交わされる契約は、本会の一般社団法人への移行が議決されない限り、民法 667 条以下に典型契約の一種として規定される民法上の組合としての任意組合又は権利能力なき社団としての本会の扱いの範囲を逸脱することはないものとする。従って、役員以外の会員は、本会に対し法律上の一般社団法人の社員と同等の責任を負うことはなく、役員のみが本会に対し有限責任又は無限責任を負う。

平成 27 年 7 月 27 日 臨時総会承認

平成 27 年 7 月 30 日 施行